

澁川市廃校施設利活用
事業者募集要項

令和 7 年 5 月

澁川市総務部財産活用課

目次

1 趣旨	1 ページ
2 対象施設と留意事項	1 ページ
（1）旧刀川小学校	1 ページ
（2）留意事項	2 ページ
3 事業者提案の公募条件	2 ページ
（1）基本事項	2 ページ
（2）貸付に関する事項	4 ページ
（3）地域貢献に関する事項	5 ページ
4 活用上の制約等	5 ページ
（1）耐震性能に課題のある施設の活用	5 ページ
（2）構造上の制約	5 ページ
（3）設備の使用	6 ページ
（4）関係機関への届出又は照会	6 ページ
（5）工作物の取扱い	6 ページ
（6）景観への配慮	6 ページ
（7）その他の制約等	6 ページ
5 応募資格	7 ページ
6 応募の手順	7 ページ
（1）募集要項の配布	8 ページ
（2）現地説明	8 ページ
（3）質問受付	8 ページ
（4）応募登録書類の提出	8 ページ
（5）提案書類の提出（一次審査）	10 ページ
（6）プレゼンテーションの実施（二次審査）	10 ページ
（7）選定体制	11 ページ
（8）基本協定の締結	12 ページ
（9）地域説明会の実施	12 ページ
（10）定期建物賃貸借契約の締結	12 ページ
7 失格事項	12 ページ
8 その他の事項	13 ページ
9 担当窓口	13 ページ

様式集

- 様式第1号 現地説明申込書
- 様式第2号 質問書
- 様式第3号 応募登録申込書（法人単体用）
- 様式第4号 応募登録申込書（法人グループ用）
- 様式第5号 応募者の概要書

様式第 6 号 誓約書

様式第 7 号 応募申込書（法人単体用）

様式第 8 号 応募申込書（法人グループ用）

様式第 9 号 事業提案書

様式第 10 号 資金計画書

様式第 11 号 収支計画書

様式第 12 号 貸付提案価格書

様式第 13 号 辞退届（法人単体用）

様式第 14 号 辞退届（法人グループ用）

参考：施設図面

1 趣旨

渋川市内小中学校の統廃合に伴う再編により、旧刀川小学校については平成28年度末をもって、廃校となりました。

その後、平成30年度にサウンディング型市場調査を行い、地域活性化や施策推進への貢献等を目的とした利活用が可能であることを確認しました。

今回、あらためて地域住民にとって最も身近でシンボリックな存在でもある廃校施設を活用し、地域活性化につながる事業計画を事業者から幅広く募集し、最も優れた提案を行った者を優先交渉権者として選定するものです。

なお、優先交渉権者は市との間で、定期建物賃貸借契約の締結並びに必要な手続きを行った後に事業に着手するものとします。

2 対象施設と留意事項

※土地面積及び建物面積は閉校前の学校施設台帳ベース

(1) 旧刀川小学校

所在地	渋川市赤城町見立299番地
特色	赤城山の西麓に位置し、小高い山の上から雄大な山々を望む自然豊かな地域にあります。関越自動車道赤城ICからも好アクセスで、近隣には国指定重要有形民俗文化財である上三原田の歌舞伎舞台や、様々なスポーツに対応可能な赤城総合運動自然公園、四季折々の豊かな自然を楽しむことができる赤城自然園などがあります。また、教室等の部屋数も多く、多様な用途に活用が可能です。
アクセス等	群馬県道151号線から約550m 関越自動車道本線が隣接 JR敷島駅から車で約14分（約6.9km） 赤城ICから車で約9分（約4.0km）
貸付対象土地の概要及び面積	校庭及び校舎敷地（別紙図面のとおり） 11,333㎡
貸付対象建物の概要及び面積（延床面積）	①校舎 RC造3階建 昭和51年3月築 2,674㎡ I s 値：0.79（H11耐震改修及び耐震診断） ②体育館 鉄骨造2階建 昭和55年2月築 760㎡ I s 値：0.46（H19耐震診断、耐震改修未実施） 合計 3,434㎡
用途地域	無指定（建ぺい率70%、容積率400%）
避難所指定	指定避難所
その他法令制限	なし

閉校年	平成 2 9 年 3 月 末
設備状況及び 閉校後の維持管理状況	ア) 電気：継続 電気容量：設備容量70kVA、受電電圧6,600V イ) 水道：継続 ウ) 排水処理：単独浄化槽（100人槽） 浄化槽点検：継続実施 エ) ガス：休止（プロパンガス撤去） オ) 機械警備：継続実施 カ) 自家用電気工作物点検：継続実施 キ) 消防設備点検：継続実施

（２） 留意事項

① 空調について

廃校施設（職員室及びパソコン室）の空調設備については、現状では稼働しますが、メンテナンスに係るメーカーの部品の取扱いがなく、故障した場合には全交換を要すると思われます。

② ボイラー（暖房設備）について

施設のボイラーについては、全て関係機関（日本ボイラ協会等）に廃止届出済みのため、再稼働には各関係機関への届出及び再稼働に係る検査等を合格する必要があります。

機器状況については、ボイラーに不良が生じていると共に地下タンクが使用不能（消防法の規定による継続使用期限を経過しており廃止工事済み）な状況です（廃校前はボイラーの代替として石油ストーブを使用）。

③ インターネット環境について

光回線の提供エリア内です。

建物に光回線の引込工事を実施し、光回線を使用しておりましたが、閉校時に電柱から校舎までの引込線を撤去したため、電柱から校舎までの引込工事が必要になります。

④ アスベストについて

露出吹付材及び露出配管の保温材についてアスベスト含有調査を行った結果、アスベストを含有する箇所はありませんでした。

⑤ PCBについて

PCBを含有する電気機器及び高圧受電設備の変圧器、コンデンサー類はありません。

3 事業者提案の公募条件

（１） 基本事項

① 契約形態

市は、廃校施設の敷地及び建物を事業者へ貸付け、事業者は敷地及び建物の

一体的な利用を図るものとします。

② 既存施設の活用

事業者は、既存の施設を活用するものとし、建物を解体することはできません。また、施設の適正な維持管理に努めてください。

③ 費用負担

以下の費用は、全て事業者側の負担とします。

- (i) 施設改修（設備設置や備品購入等も含む）に係る費用
- (ii) 利用用途による用途変更に伴う建築確認申請及び建築基準法の適合改修工事の費用
- (iii) 施設内に存在する事業者が使用しない工作物、立木等の除去などに要する一切の費用（除去する場合は事前に協議するものとする）
- (iv) 施設内に存在する使用しない備品の撤去及び廃棄費用
- (v) 利用期間中における破損等（天災によるものも含む。）に係る修繕費用
- (vi) 貸付期間満了時及び施設等の使用を中止する場合の原状回復費用
- (vii) 建物火災保険料
- (viii) 光熱水費その他の維持管理費用

④ 法令順守

事業実施に当たっては、都市計画法、建築基準法、消防法、文化財保護法その他の関係法令及び条例等を遵守し、法令及び条例等に基づく届出は事業者自ら行うものとします。

⑤ 工事時の市内業者の優先

施設改修に必要な工事を実施する場合は、市内業者を優先的に採用してください。

⑥ 契約不適合責任

市との契約締結後、対象施設に契約内容との不適合があっても、補修の請求、履行の追完の請求、損害賠償の請求、賃貸借料の減額の請求及び契約の解除をすることはできません。

⑦ 契約解除及び損害賠償

廃校施設を活用する事業者として不適当と認められる事情が生じた場合は、市は無条件で契約を解除できるものとします。この際、事業者が要した一切の費用は、市に請求できないものとし、事業者が市に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければなりません。

⑧ 地域住民との協調

廃校施設の優先交渉権者は、契約締結までの間に地域住民を対象とした事業内容等の説明会を開催することとし、地域住民の意見等を十分に聴取した上で可能な限り事業計画への反映に努めるものとします。

また、契約締結後も、地域住民との交流や連携を大切にし、良好な信頼関係の形成や周辺の住環境への影響に配慮するものとします。

⑨ スタッフの常駐

原則として週４日以上、日中に１名以上のスタッフを廃校施設に常駐し、その他夜間休日等の不在時にも、連絡等により緊急対応できるようにしてください。

⑩ 市の調査及び報告

市は、契約の履行状況を確認するため、必要に応じて校舎等の使用状況を調査し、または利用事業者に必要な報告を求めることができますものとしします。

(２) 貸付に関する事項

① 契約方法

借地借家法（平成３年法律第９０号）第３８条に規定する定期建物賃貸借契約とし、契約期間は１０年又は２０年とします。

② 貸付価格

貸付は有償によるものとし、「貸付提案価格書（様式第１２号）」にて提案された価格を基に定めることとします。

貸付提案価格は、契約期間全体の収支見込みによる、年間の貸付価格を算定してください。

市の基準価格（土地・建物総額）

年額１，４９７，２７０円（別途消費税及び地方消費税を加算）

事業者提案募集では、地域貢献など提案内容を重視して優先交渉権者を選定しますので、貸付提案価格は市の基準価格未満で提示することもできます（有償貸付が前提であるため、貸付提案価格を０円で提示された場合、失格となります）。

なお、地方自治法第９６条（昭和２２年法律第６７号）の規定により、貸付は適正な対価（時価）によることとされているため、貸付提案価格が市の基準価格を下回る場合は、市議会の議決が必要になります。

③ 契約費用

契約に要する費用は、事業者の負担とします。

④ 禁止事項

次の行為を禁止します。

(i) 賃借権を移転すること

(ii) 選定された事業に反することとなる地上権、質権、使用貸借による権利又は賃借権その他使用及び収益を目的とする権利の設定をすること

⑤ 損害賠償及び保険加入

事業者が故意または過失により施設及び附帯設備を損傷したときは、事業者は当市に対し、損害賠償を行うものとしします。

また、事業者の責めに帰すべき事由により利用者等の第三者に損害が生じた場合は、事業者が損害賠償を行うものとしします。

このため、事業者は、損害賠償責任保険に加入するものとし、契約締結にあたり、保険に加入したことを証する書面の写しを市へ提出してください。（保険

の年次更新の際も同様に速やかに市へ写しを提出してください。)

⑥ 文部科学省の承認

廃校施設の活用にあたり、文部科学省の承認を受ける必要がありますので、契約の始期は承認後となります（承認に3か月以上期間を要します）。

⑦ 契約満了時の留意事項

事業者は、定期建物賃貸借契約が満了するまでに、自己の負担で、事業者の所有・管理する構造物などの物件を撤去し、原則として契約前の状態にし、市に返還することとします。ただし、市が現状のままで返還することを承認した部分は除きます。事業者は、造作の買取並びに必要な経費及び有益費の償還等の請求を行うことはできません。

（３） 地域貢献に関する事項

廃校施設は、教育の場であったとともに、地域のシンボルとしてコミュニティ活動の中心でもあったため、事業提案においては、以下のような地域に貢献できる提案に努めてください。

① 地域活性化

廃校施設の利活用により、社会貢献や経済貢献等、地域活性化への貢献に寄与するもの。

② 市内雇用の創出

市民の雇用を積極的に創出し、地方創生の一環として、「ひと」と「しごと」づくりに貢献し、賑わいのある「まち」づくりに寄与するもの。

③ 地元住民の交流

廃校施設を引き続き地域のシンボルとして、地元住民との交流を図れるような利活用を行うもの。

④ 防災機能としての連携

既存の施設を活かして、地域の防災機能として行政と連携し、災害時における防災機能の維持と、地域住民の安全安心な生活に貢献するもの。

4 活用上の制約等

（１） 耐震性能に課題のある施設の活用

耐震性を満たしていない体育館を活用する場合には、必要に応じ耐震工事等を実施してください。

非構造部材の耐震性については、市で調査は実施しておらず、利用者で判断して対応していただきます。

（２） 構造上の制約

壁や床スラブに開口を設けるなど、本施設の構造に重大な影響を与えるような改変を行うことはできません。ただし、構造上の問題を生じさせない場合においては、その限りではありません。

(3) 設備の使用

① 汚水処理

単独処理浄化槽を使用しております。建築物の用途変更の際には、合併処理浄化槽への切り換え等、使途に応じた適切な設備の整備について、事業者の責任により行ってください。

② 電気及び電話

追加で電気及び電話の引き込みが必要となる場合は、電気事業者と協議の上、事業者の責任により行ってください。

③ ガス

火気の使用に関しては、消防法の届けについて渋川広域消防本部に相談してください。

都市ガスの供給エリア外に立地しています。プロパンガスの使用については、ガス事業者と協議の上、事業者の責任により行ってください。その他ガスに関して不明な点は、ガス事業者に確認してください。

(4) 関係機関への届出又は照会

① 建築基準法の用途変更等について

学校用途であります。利用用途による用途変更に伴う建築確認申請の有無及び建築基準法の適合改修工事の可否については、所管である群馬県に照会してください。

② 埋蔵文化財調査

掘削等を伴う土木工事を行う際には、事前に埋蔵文化財の有無について市文化財保護課に照会してください。

③ 営業用看板等の設置について

営業用看板を設置する場合は、群馬県屋外広告物条例に則り施工する必要があります。事前に群馬県渋川土木事務所に照会してください。

(5) 工作物の取扱い

敷地内の立木や記念碑をなるべく残すような活用方法とし、移設する場合は事前に市と協議してください。

除去または伐採等を予定する場合も事前に市と協議してください。

移設費用及び現状復帰費用等は、事業者にご負担いただきます。

(6) 景観への配慮

外装及び内装等工事の計画にあたっては、周囲の地域との調和や景観に配慮したデザインとしてください。

(7) その他の制約等

関係法令や条例等による制約は、本要項に記載する限りではありません。事業者の責任において、適宜関係法令を所管する窓口にご相談・確認していただき、適法となるように提案事業の検討を行ってください。

5 応募資格

応募者は、次に掲げる資格基準を満たす法人または複数の法人からなるグループ（以下「グループ」という。）とします。

グループとして応募する場合は、代表の法人を設定することとします。資格基準を満たさない法人が含まれるグループは応募不可とします。また、同一の法人が複数のグループに属して応募すること及び別途単独で応募することは不可とします。

【資格基準】

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当しないこと。
- ② 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申し立てがなされている者または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。
- ③ 渋川市建設工事請負業者等指名停止措置要綱に基づく指名停止等の措置を受けていないこと。
- ④ 国税、都道府県税または市町村税を滞納していないこと。
- ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団または同条第6号に規定する暴力団員その他反社会的団体及びその構成員でないこと。また、役員等は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しない者であること。
- ⑥ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条の規定による観察処分の対象となっている団体またはその構成員でないこと。

6 応募の手順

全体スケジュールは以下のとおりです。

手続	日程
募集要項の配布	優先交渉権者の決定日まで
応募登録書類の提出期間	随時受付（ただし、応募登録書類を最初に受理した日から20日後に新規受付を停止）
質問受付期間	同上
現地説明	同上
資格審査の結果通知	応募登録書類の新規受付を停止した日から25日程度

提案書類の提出期間	資格審査の結果通知日から20日以内
一次審査（書類審査）	提案書類の提出日から1か月程度
二次審査（プレゼンテーション）	一次審査から1か月程度
優先交渉権者の決定	二次審査から1か月程度
優先交渉権者の決定後の手続 ・基本協定の締結 ・地域説明会の実施 ・市議会の議決（貸付基準価格によらない価格の場合） ・契約締結（文部科学省の承認後）	

（１） 募集要項の配布

① 配布期間

優先交渉権者の決定まで（土・日・祝日・閉庁日を除く）

② 配布場所

渋川市総務部財産活用課資産経営係

※市ホームページでもダウンロードできます（PDF、word形式）。

（２） 現地説明

現地説明の申込は、1法人又はグループにつき3名以内としてください。

現地説明申込書（様式第1号）により随時、メールで申込みください。

Mail：shisankeiei@city.shibukawa.gunma.jp

（３） 質問受付

① 質問方法

別紙質問書（様式第2号）に質問事項を記載の上、下記の宛先に郵送若しくはメールにて受け付けます。電話又は口頭による質問は受付できませんのでご注意ください。

Mail：shisankeiei@city.shibukawa.gunma.jp

② 質問に対する回答の方法

質問に対する回答は、市ホームページで公表します。

また、回答の公表をもって、本要項の修正又は追加として、本要項と同様に扱うものとします。

③ 質問の公表に係る留意事項

質問は原文のまま公表しますので、アイデア保護等の観点から公表に支障のある内容についてはご注意ください。

（４） 応募登録書類の提出

① 提出期間

随時受付（ただし、応募登録書類を最初に受理した日から20日後に新規受

付を停止します。)

午前8時30分から午後5時15分まで（必着、土・日・祝日・閉庁日を除く）

応募登録書類の受付状況については、随時、市ホームページで公表します。
市ホームページ又は電話にて受付状況を確認の上、応募してください。

電話番号：0279-22-2150（渋川市総務部財産活用課）

午前8時30分から午後5時15分まで（土・日・祝日・閉庁日を除く）

② 提出方法

持参又は郵送により提出してください。

郵送の場合には配達日時が確認できる方法とし、事前に郵送提出の旨を市担当まで連絡してください。

③ 提出先

〒377-8501

群馬県渋川市石原80番地

渋川市総務部財産活用課資産経営係

④ 提出書類

次に掲げる各書類を11部（1部原本、10部写し）提出してください。グループとして登録する場合は、(ア)以外の書類を全ての団体等について提出してください。

書類は、A4判縦方向長辺（A3版はA4版に折込み）とし、A4判フラットファイルに左綴じし、項目ごとに仕切り紙を挟んで、仕切り紙にタックインデックス（見出し）を付けてください。

正本と副本の記載内容が異なることのないように注意してください。

提出書類への押印は、全て法人印鑑証明書と同一のものとしてください。

(ア) 応募登録申込書（法人：様式第3号、グループ：様式第4号）

(イ) 応募団体の概要（様式第5号）〔設立年月日、資本金、従業員数、主たる業務内容、事業経歴及び実績、主要取引先〕※他に概要を示す書類・パンフレット等（任意提出）

(ウ) 誓約書（様式第6号）

(エ) 定款、規約その他これらに類する書類（写し）

(オ) 法人登記簿謄本（提出日3か月以内に発行されたもの。原本）

(カ) 法人印鑑証明書（提出日3か月以内に発行されたもの。原本）

(キ) 国税及び地方税の納税証明書（提出日3か月以内に発行されたもの。原本。過年度分を含めて未納がないことを証明するもの。）

※本店等所在の自治体及び税務署で交付されたもの

(ク) 団体等の直近3期分の事業報告書（写し）

(ケ) 団体等の直近3期分の決算書類（損益計算書、貸借対照表、勘定科目内訳明細書、財産目録その他の法人の財務状況を明らかにする書類）

⑤ 応募資格審査結果の通知

応募登録書類の新規受付を停止した日から25日程度で、書面及び電子メールにて通知します。

⑥ 辞退届の提出

応募を辞退する場合は、書面にて辞退届（様式第13号又は様式第14号）を提出するものとします。

（５） 提案書類の提出（一次審査）

① 提出期限

資格審査の結果通知日から20日以内（必着、土・日・祝日・閉庁日を除く）

② 提出方法

持参又は郵送により提出してください。

郵送の場合には配達日時が確認できる方法とし、事前に郵送提出の旨を市担当まで連絡してください。

③ 提出先

〒377-8501

群馬県渋川市石原80番地

渋川市総務部財産活用課資産経営係

④ 提出書類

次に掲げた各書類を11部（1部原本、10部写し）提出してください。

書類は、A4判縦方向長辺（A3版はA4版に折込み）とし、A4判フラットファイルに左綴じし、項目ごとに仕切り紙を挟んで、仕切り紙にタックインデックス（見出し）を付けてください。

正本と副本の記載内容が異なることのないように注意してください。

提出書類への押印は、全て法人印鑑証明書と同一のものとしてください。

（ア） 応募申込書（法人：様式第7号、グループ：様式第8号）

（イ） 事業提案書（様式第9号）

（ウ） 資金計画書（様式第10号）

（エ） 収支計画書（様式第11号）

（オ） 貸付提案価格書（様式第12号）

（カ） 参考・補足資料（任意の書式、枚数）

⑤ 一次審査（書類審査）の結果通知

提案書類の提出日から1か月程度で、書面及び電子メールにて通知します。

（６） プレゼンテーションの実施（二次審査）

一次審査を通過した事業者の提案内容について、次によりプレゼンテーションを実施します。

① 日程

一次審査から1か月程度（個別に日程を調整します。）

② 場所

渋川市役所本庁舎

③ 内容

ア 事業提案書の内容説明（２０分から４０分程度）

※制限時間は、事業者数に応じて調整し事前に別途お伝えします。

イ 質疑応答

④ 出席者

説明者５人以内

⑤ 使用機器等

パソコン、プロジェクター等を持参し使用することができます。

持参の際は、事前に財産活用課まで連絡してください。

（市では、電源及びスクリーンのみ用意します。）

⑥ 失格

欠席または遅刻した者は、失格とします。

⑦ その他

準備にあてることができる時間は、１０分程度とします。

（７） 選定体制

優先交渉権者を選定するための審査は、別に定める「渋川市廃校施設利活用事業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）を設置します。選定委員会の委員は、外部有識者、地域住民の代表者及び市職員で構成し、委員名は、公正な審査に影響を与える行為を防止するため、明らかにしません。

① 審査項目

審査項目は次のとおりです。

審査項目		審査基準
提案評価	事業内容	・地域活性化に貢献しているか ・市民の雇用を積極的に創出しているか ・地元住民との交流に取り組んでいるか ・防災面で市との連携が図れているか
	事業確実性	・事業計画の具体性、実現性があるか ・事業継続のための方策が取れているか ・法人の過去における事業実績があるか ・法人の財務状況が安定しているか ・事業に係る資金計画及び収支計画が適正か
価格評価		・貸付提案価格

② 優先交渉権者の選定

選定委員会による採点の結果、最も高い評点の事業者を優先交渉権者として選定します。

選定結果については、二次審査を実施した応募者に書面により通知するとともに、市のホームページで公表します。

なお、審査の結果、優先交渉権者なしとする場合もあります。

(8) 基本協定の締結

優先交渉権者選定後は、優先交渉権者と市で基本協定を締結し、本契約に向けて協議することとします。

① 事業計画の策定及び事業計画協議書の提出

優先交渉権者は、優先交渉権者決定の翌日から1か月以内に、事業計画の基本的事項（活用事業の基本方針、事業運営計画、事業実施スケジュール、施設計画等）、協議項目、課題等を整理した事業計画協議書（任意様式）を提出してください。

事業計画の策定に当たっては、市との協議に誠意を持って、かつ迅速に対応してください。

② 基本協定の締結

事業計画に基づき、市と優先交渉権者で基本協定の締結を行い、その後、定期建物賃貸借契約を締結するものとします。

③ 費用負担

事業計画協議に必要な書類の作成等に要する費用は、優先交渉権者の負担とします。

(9) 地域説明会の実施

優先交渉権者は、基本協定締結後、定期建物賃貸借契約を締結するまでの間に地域説明会を実施することとします。

(10) 定期建物賃貸借契約の締結

基本協定に基づき協議を進めた結果、渋川市・優先交渉権者双方合意に達した場合、市議会の議決（貸付提案価格が貸付基準価格を下回った場合）及び文部科学省の承認を経て、定期建物賃貸借契約を締結します。

協議の結果双方合意に至らなかった場合、それまでの検討に要した費用等について、市では一切補償しません。

7 失格事項

次のいずれかに該当する場合、応募事業者は、審査を受ける資格、優先交渉権者となる資格を喪失するものとします。

- ① 応募資格を満たさなくなった場合
- ② 提出書類に不備又は虚偽の記載があった場合
- ③ 公正な審査に影響を与える行為があった場合
- ④ 他の応募者の提案を妨害するなど、手続きの遂行に支障をきたす行為があつた場合

た場合

- ⑤ 企画、資金調達、設計、工事並びに経営及び管理運営等の業務を遂行するにあたって支障がある場合
- ⑥ その他市との信頼関係を損なった場合

8 その他の事項

- ① 当市が提示する書類及び資料は、応募に係る検討以外の目的で使用することを禁じます。
- ② 本事業への参加費用、その他費用については、すべて応募者の負担とします。
- ③ 企画提案書等の提出後、これに係る一切の修正等は認めません。ただし、明らかな誤りであって、その修正を当市が認めた場合、または、本事業の公正な実施に支障の恐れがある場合等で当市からの指示があったものについては、この限りではありません。
- ④ 提出書類等は、返却しません。
- ⑤ 提出書類等に記載された個人情報、本選考に関する事務においてのみ使用し、それ以外には使用しません。
- ⑥ 提出書類等は、原則として公開しません。ただし、選定に係る情報公開請求があった場合には、渋川市情報公開条例の規定に基づき、応募者に明らかに不利益を与えると認められる等の情報を除き、応募者の承諾を得ずに提出書類等を公開することができるものとします。
- ⑦ 選定結果及びその審議の内容に関し、応募者からの照会及び評価の経緯及び結果についての異議申し立てには一切応じません。
- ⑧ 優先交渉権者に選定されたことにより、各種認可等の審査の免除されるものではありません。関係法令、条例等の適用については、事業者自らの責任で関係機関に確認のうえ、適切に対応してください。
- ⑨ 本要項に定めがない事項については、当事者間での協議の上、決定します。

9 担当窓口

渋川市総務部財産活用課資産経営係

〒377-8501

群馬県渋川市石原80番地

電話 0279-22-2150（直通）

FAX 0279-24-6541

Mail shisankeiei@city.shibukawa.gunma.jp